

## 令和5年度第2回埼玉県地域福祉推進委員会 議事（要旨）

### 1 日時

令和5年10月27日（金）／14:00～16:00

### 2 出欠席（出席13名）

#### 出席

新井委員長、上木副委員長、保科委員、佐藤委員、土屋委員、森田委員、黒川委員、間中委員、池田委員、飯塚委員、石川委員、大木委員、仲野委員

### 3 議題

#### (1)「第7期埼玉県地域福祉支援計画」素案について

##### 第3章 理念と基本方針

##### 新井委員長

計画の理念については、案2というところで、作業部会で提案などあったかと思うが、何かお話いただきたい。

##### 保科委員

住民だけが頑張るのではなく、行政や専門職、地域の社会資源などが協力し、一体となって地域を作り上げていく方向にしたいと検討していたが、具体的な表現は出なかったの  
で、いい言葉が今日決まる良い。

インクルーシブ社会については、内容としては重要だろうということで意見がまとまった。

##### 森田委員

子供の分野は、4月からこども家庭庁で、こどもまんなかの社会の実現や子供の当事者を必ず巻き込んでいくというのがこども基本法に位置づけられており、支援者を横串でとおすだけではなくて、ヤングケアラー支援でも進めてきたが、当事者も巻き込んでいくという内容が理念の中に少しでも入れられないかと思った。

##### 大木委員

インクルーシブ社会という言葉については、大変素晴らしいと思いつつ、全体を通して外国人の方の記載がほとんどないと思っている。

災害時の支援や外国人が介護人材として活躍できるようにという内容はみたが、外国人も市民だということが全体を通して見受けられなかった。埼玉県は外国人が多いので、地域福祉においても、双方が担う側でもあるし、受ける側でもある。当然、外国人の方も子育てしていて、介護を受ける側にもなる。そういったものがちょっと私は全体的に見受

けられなかったので、最初の記載に「障害と年齢」とあり、「多様性」で全部括ってはい  
るが、もう少し幅広く見てもいいのではないか。

新井委員長

計画の理念の本文のところには、その地域で暮らしている人と外国人等新たにその地域  
で暮らす人となった人ということで、個人には配慮されている文章だと思うが、基本理念  
の説明文などにも外国人の視点というのも、入れた方がいいのではないかと思った。

インクルーシブ社会については、一般県民向けには、難しい部分もあるかもしれないの  
で、注釈や説明分を加えていただくのが良いのでは。

新井委員長

全体を通じてだが、誰に向けた計画なのかという点で、基本方針やその後の計画文章の  
書き方というのは変わってくる。現行計画を踏襲していて、今から骨格を変えるのは難し  
いかもしれないが、一般市民向けであれば、地域包括ケアシステムと地域共生社会の違い  
はそれほど重要ではないと思うので、このあたりの説明が多い印象はある。

また、政策の名前なのか「異次元の高齢化への対応」の部分で、国の異次元の少子化対  
策からきているのかもしれないが、日本は先進諸国の中で高齢化率が高いのはもう言われ  
ていることであり、キャッチーな言葉を追いかけてなくても通ると思う。

仲野委員

市町村計画を作るにあたって、用語の解説は正直どこまで入れれば良いのかなというの  
は議論が出るところだが、本計画は県民向けというのに加えて市町村に向けてのものとい  
う点で、ボリューム的にはもう少し省略しても良いと思うが、個人的には入れてもらった  
方がわかりやすいのかなというところで意見させていただいた。

森田委員

用語解説にある、地域共生社会の中には子供ももちろん入ってくると思うが、地域包括  
ケアシステムは高齢者の説明になっていて、子供の方には子育て世代包括支援などもあ  
る。最初に地域共生社会を出すのであれば、高齢の方の仕組みだけではなく子供に関する  
説明はなくて良いのか疑問に思った。障害と高齢とだけだと子育ての分野が落ちていと  
みえる。

事務局

地域包括ケアシステムについては、高齢者の方が安心して地域で暮らしていけるとい  
うところが始まりだが、今は障害者、児童についても拡大して支援しており、児童分野も  
元々の支援体制があるかと思うが、対象・分野が幅広くなったというところで記載したも

のである。

地域共生社会については、本当に幅広く理念も国の方でも示されているが、対象がどうかではなく地域で暮らす人々を指しており、イメージ図を今回追加した。

森田委員

地域共生社会の説明が十分にされていて、それぞれの仕組みの説明となると、用語解説は地域包括ケアだけではなく子育てに関しても取り上げるなど、もう少し多様なジャンルがあっても良いのではないか。

新井委員長

新しくできた制度の説明をそれぞれみていくと、抜けや漏れがあったりするが、全体的な地域福祉の推進や、地域共生社会の実現と社会福祉法に定められたこの理念の説明の文脈の中で、多様な児童、高齢、障害に関わる部分を少しずつ満遍なく加えていただくのがよいのではないか。先ほどの外国人の支援についても同様に検討いただきたい。

第4章 柱1 基盤づくり

新井委員長

第4章の施策の体系そのものについて、漏れ・抜けがないかについては、意見がないようなので、柱1 基盤づくりの部分はどうか。

池田委員

P56の社会参加支援の説明の3つ目のところに、養護老人ホームの空床利用の話が出てくるが、老施協のなかでも養護老人ホームのあり方が非常に懸念されていて、実際埼玉県内でも養護老人ホームの実際の入居率は6~7割であり、定員の半分しか入っていないところもある。

空床を活用して契約による入所を実施するのは非常にありがたい話だが、そもそも養護老人ホームのあり方がここでは考えられてなく、柱4に生活困窮者支援の住居確保の話が出てくるが、そこでも養護老人ホームのあり方が絡んでくると思うので、住宅確保のところでもやはり養護老人ホームについて少し触れていただきたい。

事務局

国の資料をそのまま引用しており、現状の確認が取れていないところもあるのでご意見の部分は検討していく。

新井委員長

この数年、養護老人ホームについては市町村や福祉事務所の措置控えによってなかなか

利用の促進が図られてないという報道もあったと記憶しており、生活困窮世帯への居住の確保、特に高齢の貧困世帯の居住確保という観点でのご指摘かと思う。

飯塚委員

精神障害者、犯罪を犯してしまった人は、住居確保がかなり難しい中で、公営住宅では空きがあっても保証人がいないと利用できないということを聞いた。埼玉県がそうであるかはわからないが、住宅確保の難しい人への支援をどこかで入れていただきたい。

新井委員長

先ほどの養護老人ホームの関連で柱4住宅確保要配慮者という項目もあるが、事務局からなにかあるか。

事務局

今いただいた意見などは、これまで視点がなかった点もあるので、改めて検討していきたい。

新井委員長

P47に新しく社会福祉協議会との連携と活動支援があるが、誰が社会福祉協議会と連携するのかという視点が少し読み取りづらかったのと、県の主な取組では、社会福祉協議会に関することは、何点かあるが、それ以外はNPOなど民間団体や社会福祉法人等との連携について書いているので、整合性や記述の仕方を検討していただきたい。

もう1点、人材確保のところと大学等との連携が書いてあるが、ボランティアとして地域活動の重要な人材を供給しているという記述はあるが、埼玉県内の高等教育機関が社会福祉人材の輩出という点では重要な役割を担うと思っており、本文に加えていただきたい。

池田委員

P40の表8は今修正中と書いてあるが、これは削除されるということか。社会福祉法の改正時に、弾力的に公益的な取組を行ってよいということになっている。

事務局

弾力的の部分について追加する予定である。

新井委員長

P50の県の主な取組の「2番目に社会施設の施設運営全般の質的向上を図るため」とあるが、質的向上というよりも地域公益活動の推進を図るためという内容になるのかと思う。項

目に即した 記述の仕方をしていただいた方が良いと思う。

大木委員

P56 ページ、先ほどの社会参加支援のところでは国の全国担当者会議の資料を基にしている部分は理解しているが、就労継続支援 B 型で、例えばあのひきこもりの方とかの支援を実施しますと書かれているが、私の認識ですと、就労支援は市区町村が主に行っており、県はこの分野に関して、何か取り組まれるのか。

事務局

社会参加支援の例示については、実際にまだこういう活動ができてない状況は承知しているが、県として取り組むというよりは、市町村が取り組む重層的支援体制整備事業の 1 メニューである参加支援として記載した。

大木委員

市区町村において、テレワーク型の障害者支援はどのように扱うべきなのかなど、判断が分からない状況もあると聞いている。

国が、ガイドラインを出すのも 1 つの考え方かもしれないが、ひきこもり支援や IT を使った支援など様々あるので、県としてガイドラインや指針を出していただくのもの 1 つかと思う。地域福祉に入るのかはわからないが、発言させていただいた。

新井委員長

可能ならば障害福祉のセクションにご紹介いただきまして、何か対応できることがあれば記述加えていただくということによろしいか。

飯塚委員

私たち団体にも毎年社会福祉協議会の成年後見制度の案内パンフレットが大量に送られてきており、資料の中に成年後見制度の利用を広げていくという項目があったが、私には、社会福祉協議会が何をメインに支援をしていただけるのかよくわからない今、家族任せのケアというところで、本人が高齢になるギリギリまで障害者を抱えながら、年金から子供にお金を残そうと努力をしている家族もたくさんいる。

そのような中で、社会福祉協議会の成年後見制度は財産管理の他にどのような支援をしていただけるか、そのためにお金がかかるというのでは、家族は利用することに躊躇するところがある。

新井委員長

権利擁護の部分で社会福祉協議会の位置付けや役割、また権利擁護センターを設置して

いるところが県内にもあるが、周知などが不足している部分も含めてのご意見かと思う。

あと、権利擁護支援の地域連携ネットワークという言葉と成年後見制度の地域連携ネットワークという言葉が2つ出ており、成年後見は権利擁護に含まれますので、権利擁護に統一していただいた方が良いのでは。

#### 第4章 柱2 地域づくり

##### 飯塚委員

周りに知人がいない地域で3人の子供を育てたが、心細く思ったものだ。近くの公民館の主事さんが近隣の4つの幼稚園に通わせる家族を集めて、研修会を開いてくれて、その後集まった家族をグループ化して情報交換する場を設置してくれた。

それ以来40年以上経つが、ずっと交流を続けながら情報交換をしてきた。このような活動があって、今の精神障害者家族会活動、障害者運動につながっている。同じ立場同士が交流することで元気になり、自分たちの置かれた立場を認識して、社会活動も続けることができた。

情報交換の場は、家族にとってとても大切であり、子育て中にあるお母さんたちが育児ノイローゼにならないためにも、同じ立場の方が出会う場をどこかで得ることが大切であると思う。公民館はそういう場所であり、地域のつながりや励まし合う人たちを通して地域でしっかり生きることができるのではないか。

##### 土屋委員

P93に令和4年度の生活保護世帯の中学3年生の高校進学率は99.5パーセントになったと書いてあるが、こちらの母数について教えてほしい。

##### 社会福祉課

令和4年度の99.5%という数字ですが、こちらは全県市部と町村部の学習支援事業を利用している中学3年生の高校進学率の実績である。

##### 土屋委員

母数の説明は書いた方がよい。一方で、母数を全生活保護世帯にした時は、もう少し下がると思うが、各市の方に生活保護を受けている世帯の中学3年生に支援がきちんと入っているかどうか、事業利用率が低いところがあるので、1つは生活困窮者自立支援法における学習支援事業を利用した人は、99.5%、全体では平成30年度の数値では94%ぐらいまで下がっている。

どのようにこの事業を利用させようかというのを少し各市の方に意識してもらうためにも2つ数字を載せてもいいのかなと思った。

新井委員長

アウトカムの見方として、重要な点だと思いますので、記述内容を検討していただきたい。

森田委員

P76 にアウトリーチ支援が記載されているが、P87 の「地域における子育て支援事業の推進」にも訪問事業を充実させるとある。

P76 では福祉政策課と地域包括ケア課の取組が取り上げられているが、P88 にも訪問支援などを広めることが上から 5 番目に挙げられており、別々に書かれているので、再掲でも良いが、県としては複数の取り組みを行っていることを示したほうが良いのでは。

事務局

P76 はアウトリーチを行う市や団体の支援策の内容となっていて具体的な事業についての記載も整理して検討していく。

土屋委員

「ひとり親など経済的に厳しい家庭に対する支援の強化」で、家庭訪問をしていると、ひとり親家庭では、非正規雇用でアルバイトを 2 つ掛け持ちして、何とか収入が 20 万いくかというような状況の中で、技能も大事であるが、養育費を建て替えるとか児童扶養手当に少し上乘せするなどの具体的な金策はやはり必要だと思った。

強制執行に行くまでも本当に手続きもかかるが、結果養育費はもらえない、といった厳しい状況も多く、やはり何か考えた方が良いのではないか。

昨年度から生活に困窮している世帯に、少子政策課をはじめ、アサポートも子ども食堂、フードパントリーと合わせて約 30 万食のバックご飯とカレーをたくさん配らせていただいた。コラムでも良いと思うが、親御さんたちの励みになった、などの声を載せてもいいのかなと思った。

新井委員長

施策として金銭給付とかは記載できなくても、現状と課題のところに経済的支援が行き届くような取組が求められるとか、あるいはそういう食料支援などが求められるとの記述を加えていただいても良いのではと思った。

黒川委員

認知症に関するところで、「地域で良い環境のもと」、「より良く生きていく」という記述があるが、例えば、馴染みのという記述にするとか、何をもって良いとするのかわかりにくい。

また、いろいろな関係機関のことが書かれているが、認知症の支援は家族支援とかとも言われるように、家族の意見や家族を支援することが重要である。「認知症の人と家族の会」は全国組織で活動しており、埼玉県支部も積極的に活動的にされていて、若年性認知症支援コーディネーターは家族会に委託しているので、家族の会という社会資源を有効に活用していただけるような記載があると良いと思った。

#### 地域包括ケア課

認知症施策では、認知症の人と家族の会との協力が今非常に欠かせない状況になっている。

認知症施策推進計画の改定を行っているところだが、新たに家族支援という視点を設けてご本人だけではなくてご家族も支えるという形で取組を進めたいと考えており、認知症の人と家族の会との連携も築きながら事業を進めていきたいと考えている。

#### 石川委員

フードバンクやフードパントリーは企業への理解が広がり食品の提供は増えてきているが、収益の無い活動となっているため、倉庫の確保が難しくなり、また食品の運搬や仕分けも増え負担も大きくなっている。

継続困難となる団体が出てくることも考えられ、企業と困窮世帯をつなぐ、大切な役割を担っているフードバンクやフードパントリーを実施している団体への支援策も検討いただきたい。

#### 第4章 柱3担い手づくり

##### 新井委員長

計画案に、「介護職員は他産業に比べて給与が低く」とあるが、人材確保の現状と課題の1番最初にその内容がくることはどう思うか。

##### 池田委員

難しい質問だが、一般的にこのようなことは言われており、介護業界、障害もそうだが、処遇改善加算やベースアップ加算もあり、改善はされていると思う。

一般的に費用が低いと思われているが、大企業と比べれば安いという言い方はされるかもしれないが、地域社会にいろいろな産業があって比較したときに、一概に介護業界の賃金は安いわけではないと思っている。地域の中でも低いという風に思われると労働者の確保は非常に難しい方向に結びつけられるのであまりクローズアップしなくても良いかと思う。



新井委員長

介護報酬等々の改善は必要だが、人材確保という観点で、ここがひとり歩きしてしまうのは残念であるので、記述の仕方を検討していただければと思う。

仲野委員

当市でも令和6年度から、民生委員の協力員制度を運用しようと考えている。協力員制度を推奨する場合、協力員の方も有償ボランティアとして費用が発生するかと思うが、自治体で運営すると現在は自主財源でということになるので、県として財源的な市町村に財源的な支援をお願いしたいと思う。

佐藤委員

民生委員は行政委嘱型のボランティアで守秘義務を課されており、今、行政の情報が民生委員にもあまり降りてこないような状態である。情報を流していただければ何度も行かなくても済むことも結構ある。

協力員制度において、協力員の守秘義務は課されるようになるのか。

仲野委員

協力員制度において、個人情報の取扱いの部分が難しいのではと話が出たが、宣言書を書いていただいて対応していこうと考えている。改選の際に元民生委員の方に色々協力していただいたこともあり、元民生委員の方を協力委員にさせていただくとか、実際に活動しやすい方を推薦していただいた上で、地区の民生協議会で最終的な判断をしていただく形で今取り組みを進めているところです

佐藤委員

今欠員がいるが、小さい市なので欠員の地区は隣接する委員が受け持つ形でやっているが、協力員をやっていただけるなら、民生委員になっていただきたいという話はある。担当区域の中で、民生委員が2人いるとなると、結構難しいものがあるような気がする。

仲野委員

行政主導で作る制度ではなく、民生委員の現場の声を反映させている。協力員が必要でない方もいるだろうし、誰かに手伝ってほしいという方には協力員制度を利用していただきたい。次期民生委員として、人材の育成も含めてこの制度を活用していければと考えている。

森田委員

NPO・ボランティア団体への支援の県の主な取組の中に、共助社会づくり課の情報提供

のことは書いてあるが、NPO 基金で補助金を出したりしていると思うのでそれも載せたほうが良い。

NPO・ボランティア団体の支援のコラムの事例は、県や市の関わりなどもあって選定しているのか。

事務局

NPO 基金の助成事業は追加をする。

市の関与がどこまであったか明確ではないが、目新しい財源を活用して、民間企業や自治会など地域の方と連携した内容だったので、新しさもあり候補にした。

森田委員

地域福祉支援計画が市町村の取組を提案するような内容だとすると、団体に力があって自分たちで市を巻き込んでやっていらっしゃる事例かと思うが、市でサポートや横串をさすために働きかけた事例なのか。NPO も計画に則って自分たちなりにやりなさいというようにみえる。

県や市の制度の補助金は入らないわけで、すごくよい事業だとは思いますがそのような事例がコラムに入るというのは、どういうことなのか。むしろ、県が NPO 基金で助成して、その地域で広がっていったという活動がここで取り上げるコラムのかなと思っている。

事務局

地域福祉というのは、県や市が主導とまではいかず、地域のいろいろな資源が一緒になって行う活動が地域福祉の基本だと思っている。

NPO 団体が核にはなっているが、行政や地域住民も連携するということで地域福祉の形として良いのではないかと思った。

土屋委員

少子政策課のネットワークづくりで助成金事業を行っているのでそこを載せてもいいのかなとも思った。

また、県や市の関わりについては、私は 2 つパターンがあると思っている。1 つは子ども食堂やネットワークを作るために補助金を出すという方法ともう 1 つは情報を渡すという方法である。

私たちの学習支援事業は、生活に困窮している人たちの情報をいただきながら、埼玉県内外合わせて 800 人のボランティアさんが子供たちに学習教室に関わっている。例えば、ボランティア団体がお弁当の配布を配布すると必要な子供たちに届いているのかわからないが、県や市が生活に困窮している人たちをきちっと集めることで、そこにいろいろなボランティアさんたちは関わって活動ができる。

NPO と民間団体への支援の例、県、市として何ができているのかというのを掲載できれば良いのではないか。

新井委員長

コラムは、市や県の役割、地域の NPO の役割、住民の役割ということを意識した記述の仕方をしていただくのが良いかと思う。

#### 第 4 章 柱 4 環境づくり

新井委員長

柱の 4 の環境づくりにおいて、分野や市町村にとらわれない支援というところで、県民や住民にとってみれば、元々生活問題は何にも捉われないものであり、文言のマイナスイメージもあると思う。何か分野や市町村域を横断したとか、少し違った文言でも良いのではないか。

住宅の確保の部分では、養護老人ホームの部分も加えていただければと思う。

#### 第 4 章 柱 5 市町村の支援と計画の推進

仲野委員

今、当市でも地域福祉計画の策定を同時タイミングで行っているが、社会保障法の改正や重層的体制整備事業の実施など、目まぐるしく状況が変わっている中で、市町村に対する支援として、職員対象の研修や事例発表の場を設けていただき、そういうものを活用しながら職員のスキルアップをしていかないと、正直職員がもうついていけないような状況になっている。

重層的支援体制整備事業の関係でいろいろなところの視察を受けたりするなかで、非常に市町村が困っているのは感じており、この計画の中でも市町村のバックアップをしていただくと、非常にありがたい。

新井委員長

私もいくつかの自治体で地域福祉計画や、障害福祉計画などに関わっており、同じように感じるところであり、どのように市町村支援を県ですていただくのが良いのか、政策や部署ごとにバラバラに支援をされているというところで、その重なりや、情報の共有の不足なども、県の中でも町村の中でも発生している。

地域福祉という観点では、そこが統合されて議論される必要があると思うが、なかなかうまくいっていない印象があるので、今後の推進委員会でそれぞれの立場からですね、その市町村支援というのをいかにしていくのかということについて、評価をしていただければと思っている。

全体

上木副委員長

全体を通じてということで、この委員会は今日が第2回ということで、次は2月に第3回があるかと思うが、この間に、国の政策や県の予算の方もこれから検討に入ると思う。ぜひ計画に盛り込んだ方がいいというものがあればすね、積極的に捉えて、盛り込んでいただければと思う。

もう1点、市町村も地域福祉計画を策定して推進していく上で、県として統合的な支援についてどのように考えているか福祉部としての見解をぜひお聞きしたい。地方分権が進むなかで、福祉系の仕事は分権が進んでおり、県はその状況でどう支援していくのかというのは、難しい立場にいると思うがいかがか。

事務局

個人的な意見に近くなってしまうが、以前市の福祉課にいたこともあり、両方の立場についてもわかっているつもりではあるが、市町村はやはりそれぞれ状況が異なり、大きいところは逆に県の影響を受けたくないというところもあり、小さいところは逆に、県や近隣の市町村と一緒にやっていきたいというところもある。

県全体を広く見て、支援が必要などころには積極的に支援をしていき、自律的にできるところでも県としての方針と整合性を取っていただきながら、できることをやっていただく。

地域福祉というのは市町村によっても地域のつながりが濃いところも薄いところもあるかと思うが、地域福祉を進めていく上で必要な支援をするためにも、県の地域福祉支援計画は、指針・目印といったものなのかと個人的には考えている。

新井委員長

私は2点あるとされていて、1つは、市町村が今どこのポジションにいるのか、評価の指標を何か統一して比べられる形にできないものかと考えている。

また、本計画も県の施策のところ見ると、県の中で何か調整やコーディネートをして市町村に支援するという作用がないと、市町村職員がみて、なかなか理解もしづらい、あるいはどこに紐づいているのか、わからないというところがあるのかもしれないと思った。

石川委員

特に、専門分野がなく、子供食堂やフードパントリー、学習支援などの支援を行っている。ケアラー支援のところ、ケアラー支援条例ができてもう3年経つが、まだ啓発活動というところが主になっているようなので、何か具体的な取組とかが出てくれば良いと思った。

#### 間中委員

私は、サンロード商店街振興組合の代表を務めているが、福祉ということになると商店街は立場上収益を上げようという考え方もあり、難しいところもある。

一方、ボランティア団体として、40年以上ライオンズクラブに携わっているが、今回福祉的なものを思い切ってやってみようとなり、子供支援を考えてチラシを作成するなどいろいろ検討しているところである。

もう少し拡大していくには、どうしても自前の資金だけでは厳しく、市や県の子ども食堂とかに対しての助成制度などはあるのか。

#### 事務局

県ではアドバイザー派遣など行っている。

#### 土屋委員

虐待の未然防止と早期発見・早期支援のところ、行政は赤信号になってからでないと動けないけれども、子ども食堂やフードパントリーは実は1回で未然に防いでいることがあるとも言われている。我々の学習支援事業は子供に勉強教えているだけだが、実は今年も何人も一時保護された子がいる。

未然防止には、地域のいろいろな大人たちが子供たちに丁寧に関わって子供の声を聞くという水面下のような活動が実はものすごく効いていると思っている。

柱2の地域づくりで地域住民による支え合い、見守りの地域づくりとあるが、虐待の未然防止、早期発見というのをうまくクロスさせるような書き方ができると良いと思う。

#### 黒川委員

P56、57 ページあたりで自己有用感を回復とか自己有用感の低下とかというのが何か所か出てくるが、反対語にすると無用とかマイナスな感じがあるので、例えば、存在意識を回復など他の言葉が良いのかなと思った。

また、「本人」という言葉が多く出ており、私たちが本人、家族と言ったりするが、やや他人事みたいに思えるような気がして、他のページだと当事者という書き方をしているところもあるので、少し記載を検討していただきたい。

#### 新井委員長

ひきこもり当事者の方が読んだ時にどう感じるかということも含め、文言を検討した方がいいというご意見かと思う。

以上